第百四十三条第一号中「人事計画課」を「人事教育計画課」に改める。

第百四十五条の見出しを「（募集・援護課）」に改め、同条中「援護業務課」を「募集・援護課」に改め、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　職員の募集に関すること。

二　予備自衛官の招集手続に関すること。

第百四十六条を削る。

第百四十七条中「装備体系課」を「事業計画第一課」に、「情報通信課」を「事業計画第二課」に改め、同条を第百四十六条とし、第百四十八条を第百四十七条とする。

第百四十九条の見出しを「（事業計画第一課）」に改め、同条中「装備体系課」を「事業計画第一課」に改め、「統合幕僚監部」の下に「及び事業計画第二課」を加え、同条第一号中「装備体系」を「航空機、装備品及び食糧その他の需品（以下この目において「航空装備品等」という。）の取得、運用、維持等の態勢の整備に係る計画」に改め、同条第二号中「装備」を「航空装備品等」に改め、同条第四号を削り、同条を第百四十八条とする。

第百五十条の見出しを「（事業計画第二課）」に改め、同条中「情報通信課」を「事業計画第二課」に、「第二号から第四号まで」を「第一号から第三号まで、第五号及び第六号」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　防衛及び警備の計画に基づく宇宙、サイバー及び電磁波に関する領域に係る航空装備品等並びに航空自衛隊の情報システムの取得、運用、維持等の態勢の整備に係る計画に関すること。

第百五十条第六号中「こと」の下に「（情報課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第八号とし、同条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同条第二号中「こと」の下に「（統合幕僚監部及び情報課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二　宇宙、サイバー及び電磁波に係る航空装備品等並びに航空自衛隊の情報システムの基準に関すること。

三　宇宙、サイバー及び電磁波に関する領域並びに航空自衛隊の情報システムに係る防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。

第百五十条を第百四十九条とし、第百五十一条を第百五十条とし、第百五十二条を第百五十一条とする。

第百五十三条中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号中「輸送、」を削り、同号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とし、同条を第百五十二条とする。

第百五十四条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　航空自衛隊の情報システム及び当該情報システムで用いられる情報の保証に関すること。

第百五十四条に次の一号を加える。

五　第三号に規定する事務に関する技術指導に関すること。

第百五十四条を第百五十三条とし、第百五十五条を第百五十四条とする。

第百五十六条第一号中「及び整備」を「、整備及び輸送」に改め、同条第二号中「計画」の下に「並びに輸送の計画」を加え、同条第五号中「業務」の下に「並びに輸送に関する業務」を加え、同条中第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、同条を第百五十五条とする。

第百五十七条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　輸送に関すること（統合幕僚監部及び装備課の所掌に属するものを除く。）。

第百五十七条を第百五十六条とし、第百五十八条を第百五十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（科学技術官）

第百五十八条　幕僚監部に、科学技術官一人を置く。

2　科学技術官は、航空自衛官をもつて充てる。

3　科学技術官は、幕僚長の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。

一　防衛装備庁に対する航空装備品等の研究開発の要求に関すること。

二　航空装備品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること（首席衛生官の所掌に属するものを除く。）。

三　幕僚監部の所掌事務に係る科学技術に関する資料及び情報の収集及び整理に関すること。

四　航空装備品等の取扱いに関する技術指導に関すること。

第百六十一条第三項第二号中「人事計画課」を「人事教育計画課」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三航空幕僚監部の項中「課長」を「課長　科学技術官」に改める。

附　則

この政令は、令和三年三月十八日から施行する。

防衛大臣　岸　信夫
内閣総理大臣　菅　義偉

登記手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月十七日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第四十五号

登記手数料令の一部を改正する政令

内閣は、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十三条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

登記手数料令（昭和二十四年政令第百四十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「二千五百円と」を「千三百円と」に改め、同条ただし書中「二千五百円」を「千三百円」に、「千八百円」を「千円」に改める。

附　則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　菅　義偉